平成２９年度第１回南知多町総合教育会議 議事録

開閉会の日時	平成３０年　１月３１日（水）　午後　１時３０分　開会 午後　４時２５分　閉会
開　催　場　所	南知多町役場　図書会議室
出席した構成員	石黒和彦町長、大森宏隆教育長、坂口薫史教育長職務代理者、 大岩芳子教育委員、池戸義久教育委員、日比淳子教育委員、 小久保五資教育委員
説明のため出席した職員	田中嘉久企画部長、内田静治教育部長兼学校教育課長、 森　崇史社会教育課長、宮本政明学校給食センター所長、 蟹江敏広指導主事、鈴木和芳学校教育課学校教育係長
会　議　日　程	別紙のとおり
会議の経過	別紙のとおり

（別　紙）　　平成２９年度 第１回南知多町総合教育会議　会議日程

日　時　平成３０年１月３１日（水）
午後１時３０分～
場　所　南知多町役場　図書会議室

１ 町長あいさつ

２ 協議・調整事項

(1) 尾州廻船内海船船主内田家の保存及び活用について

(2)　いじめ防止対策について

(3) 平成３０年度教育関係事業（案）について

(4) 南知多町学校給食センター整備事業スケジュール（案）について

発　言　者	発　　言　　内　　容
石黒町長	それでは、ただ今より、南知多町総合教育会議を開会させていただきます。 　教育委員の皆様におかれましては、ご多忙中にもかかわらず、このようにお集まりいただきまして、ありがとうございます。 　さて、平成２７年度より、私・町長と教育委員の皆さんが、円滑な意思疎通を図り、本町の教育に係る課題や目指す姿等を共有しながら、連携して効果的に教育行政を推進していくため、「南知多町総合教育会議」を設置させていただいています。
石黒町長	それでは、本日は４つの協議・調整事項を用意させていただきました。まず、「日程（1）尾州廻船内海船船主内田家の保存及び活用について」、事務局の説明を求めます。
事務局 （森社会教育課長）	（以下、説明の要旨） 　内田家の概要ですが、まず内田佐七家は、敷地 2,764.9 ㎡、家屋は 13 棟で延面積 892.2 ㎡で、平成 17 年 3 月 2 日、南知多町に寄贈されました。これを受け、平成 17 年度から 24 年度にかけて、建築当初の形に復原するべく工事を発注し、総工費としては合計 110,302 千円を費やしました。平成 18 年度に開館、平成 19 年度に町の文化財指定、そして、平成 29 年 7 月 31 日、国の重要文化財指定を受けました。 　次に、内田佐平二家は、敷地 871.3 ㎡、家屋は 5 棟で延面積 285.9 ㎡、平成 22 年 7 月 24 日、南知多町に寄贈されました。これを受け、平成 23 年度から 28 年度にかけて、佐七家と同様、建築当初の形に復原するべく工事を発注し、総工費としては合計 68,073 千円を費やしました。平成 28 年度に開館、現在、国の登録有形文化財登録の申請中であります。 　ついては、内田佐七家の重要文化財指定及び今後、内田佐平二家が国の登録有形文化財に登録された後における保存及び活用の方法についてご相談したいと考えていますので、よろしくお願いします。
石黒町長	事務局の説明が終わりました。 　只今、事務局から説明があった尾州廻船内海船船主内田家の保存及び活用について、ご質問や意見交換をお願いしたいと思います。
日比教育委員	旧内田家住宅の公開日に係る検討にあたり、こうした文化財に興味のあるご年配の方とか、主婦層とかは、結構、平日にゆっくり見たい

発　言　者	発　　言　　内　　容
	という方が多いのではないでしょうか。土日だけでなく、平日も含め、連日公開は意義あることだと思います。
大岩教育委員	入館者数の推移について資料提供されているが、教育委員会として、この入館者の数は多いと捉えられる数値なのでしょうか。
事務局 （森社会教育課長）	博物館を例にとってみますと、一般的に当該市町の人口数の入館者数があるかどうかが、当該施設の概ねの成否ラインと言われています。 その延長線上で考えてみますと、現在、内田家は週２日の開館ということですので、南知多町の人口に２/７を乗じますと、約 5200 人強ということになり、したがって、現在の入館者数は、成否のラインを下回っているということになります。
大岩教育委員	内田家は内海にあり、内海地区の住民の方には周知されていると思いますが、他地区の方には、まだ充分にその魅力が理解されていないと思われますので、今まで以上に、例えば、歴史的価値などを宣伝していく必要があるのではないでしょうか。
事務局 （森社会教育課長）	文化遺産ナビの活用や町広報による情報発信について、今まで以上に取り組んでいきたいと考えています。
池戸教育委員	海っ子バスを利用した文化財めぐりのようなツアー企画に取り組むというのはいかがでしょうか。
事務局 （内田教育部長）	ご提案ありがとうございます。 そうした企画にも関連して、フリーペーパーなどを活用しての内田家の情報提供と内田家入館クーポン券の掲載なども、現在、社会教育課で検討中です。ただ、この件は、入館料の割引・減免ということで、条例改正が必要となりますので、その時期について、例えば、内田佐平二家が国の登録有形文化財に登録された時期にするかなど、今後の検討課題となっています。
田中企画部長	海っ子バスの一日乗車券を利用した文化財めぐりのような企画については、今後、ともに検討協議していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

発　言　者	発　　言　　内　　容
大岩教育委員	旅行会社との提携した日帰りツアーは企画できないものでしょうか。
事務局 （内田教育部長）	そうした企画の阻害要因が「週２日の開館」であると聞いています。やはり、週末だけの開館では、旅行会社としては企画が組みづらいとのことです。
石黒町長	施設の管理費に充当するため、ある程度入館料を確保したいという考えは持っています。そのためには、今まで以上に魅力ある施設にしていく必要があるわけでして、例えば、内田佐平二家の利用形態について、喫茶コーナーや地元特産品等の物品販売、イベント開催など、佐七家との差別化を図りたいとも考えていまして、そうしたことを、専門家も交えての審議会・協議会のような組織を設置して進めた方がよいのかどうか、また、当該組織を条例上、町教育委員会や町の諮問機関・附属機関として位置付けるのかどうか、当該組織の諮問対象を、重要文化財の指定を受けた内田佐七家だけにするかどうかなど、メリット・デメリットも含め、機会を捉えて皆さんと相談していきたいと思います。また、来年度、グッズ販売にも取り組むべく予算化したいと考えています。
大岩教育委員	町外の人を呼び込むことも大切ですが、町長が言われた「喫茶コーナー」の設置など、地元の人がふらっと立ち寄れる環境づくりも入館者を増やすためには必要なことだと思います。
小久保教育委員	先ほど、施設の維持管理費の話がでましたが、内田佐七家は、国の重要文化財の指定を受けたわけですが、改修費の補助は受けられるのでしょうか。
事務局 （森社会教育課長）	国からは、１/２の補助金が受けられることになっています。
石黒町長	本日は、内田佐七家・佐平二家について、今後差別化を図って進めていくことをはじめ、内田家の保存・活用に係るいろいろな課題に対し共通認識、協議調整が図られたと思いますが、今後も皆さんに相談のうえ進めてまいりたいと考えていますので、よろしくお願いします。

発　言　者	発　　言　　内　　容
石黒町長	次に、「日程(2)いじめ防止対策について」、事務局の説明をお願いします。
事務局 （内田教育部長）	（以下、説明の要旨） いじめ防止対策推進法第 12 条では、「地方公共団体は、国のいじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（地方いじめ防止基本方針）を定めるよう努めるものとする。」と規定されています。 この度、国のいじめ防止基本方針の改定に基づき、「愛知県いじめ防止基本方針」が平成 29 年 12 月 27 日改定されたことを受け、南知多町いじめ防止基本方針を改定するものです。 次に、今回の改定の主な内容についてご説明申し上げます。 まず、改定された国のいじめ防止基本方針及び愛知県いじめ防止基本方針に基づく改定事項として、「第２いじめの定義」において、「けんかやふざけ合いであっても、いじめである可能性を認識する必要があること」を、「第３関係者の責務」において、「学校の組織的対応の徹底及びいじめ解消後の再発防止に十分留意すること」を、「第５学校としての取組」において、「学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況や達成状況を、学校評価に位置付けて評価し、いじめ防止等の取組の改善を図ること」を新たに加えました。 次に、南知多町いじめ問題専門委員会の協議に基づく改定事項として、「いじめによる重大事態発生時の対応（フロー図）」について、文部科学省の「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)」を参考に、学校及び教育委員会の取るべき対応を具体化しました。
石黒町長	事務局の説明が終わりました。 只今、事務局から説明があった「町いじめ防止基本方針改定（案）について」、ご質問や意見交換をお願いします。
大岩教育委員	只今、説明のあったアンケート調査（例）の実施主体は、学校か、教育委員会か、どちらを想定していますか。
事務局 （内田教育部長）	このアンケート調査（例）は、フロー図のうち、「初動アンケート」の例としてお示ししたものであり、学校主体での調査を前提にしていますが、それが不適当な環境にあるときは、第三者委員会である町いじめ問題専門委員会が実施することとしています。

発　言　者	発　　言　　内　　容
坂口教育委員	この町いじめ防止基本方針の中では、「親の責任や義務」について、どのように捉えているのでしょうか。
事務局 （内田教育部長）	基本方針の「第３関係者の責務」において、「保護者は、法第９条第１項の規定により、子どもの教育において第一義的責任を有するものであり、子どもがいじめを行うことのないよう、自他の命を大切にする心や他を思いやる心を育て、規範意識を身に付けさせること等に努める」、「保護者は、子どもがいじめを受けた場合やいじめに関わっていると気づいた場合は、子どもをいじめから守るための、あるいは子どもにいじめをさせないための適切な措置を、学校、関係機関等と連携して行う」、「保護者は、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめ防止等の取組に対して必要な協力を行う」こととしています。
坂口教育委員	日頃から、子どもとのコミュニケーションを多くとるよう心掛けないと、なかなか子どもの状況は把握できないのではないでしょうか。
大岩教育委員	いじめの情報は、子どもたちが一番よく把握しているはずなので、子どもたちから、いかに多くの情報を集めるかが重要になってくると思います。
事務局 （内田教育部長）	その点は、町いじめ問題専門委員会での協議の場でも委員の方から指摘を受けたことであり、いじめアンケートに答えやすくする工夫が必要であると捉えています。例えば、「あなた自身のことについて、何か相談したいことや伝えておきたいことがあれば、書いてください」とか、「●●さんのことについて、よろしければ今のあなたの気持ちを書いてください」といった質問など、事件で動揺しているお子さんがアンケートに答えることになるということで、「アンケートに答えてくれることが、あなたにとってもメリットになる」というような質問内容になるよう心掛けたつもりです。
石黒町長	「いじめによる重大事態発生時の対応のフロー図」において、「重大事態の通報」が「保護者から学校」を前提にしているようだが、実際の通報は保護者からとは限らないし、第一報が「学校」へとは限らないわけで、いろいろな場面を想定したフロー図にする必要があるのではないか。

発　言　者	発　　言　　内　　容
事務局 （内田教育部長）	「重大事態発生時の対応フロー図」において、「重大事態の通報」が「保護者等から学校」を前提にしているのは、いじめ防止対策推進法第 23 条の規定に基づいて作成したもので、ご指摘のとおり、実際は、いろいろな場面やルートにより通報されることになると思います。 いずれにしても、いじめ認知後、速やかに学校において組織的な調査に着手する必要があるわけでして、そうしたことから、情報は、学校・教育委員会に、いち早くつながる流れが必要だと考えています。 いじめ防止基本方針にも記載したように、教職員がいじめを発見したときやいじめの相談を受けたときなどは、学校は、速やかに情報を共有し、特定の教職員で問題を抱え込むことがないよう、迅速かつ組織的に対応することが大切なこととなります。
石黒町長	町いじめ防止基本方針の改定に係る今後のスケジュールは、どのように考えていますか。
事務局 （内田教育部長）	今後、パブリックコメントにより町民の皆さんからのご意見を募集したうえで、町教育委員会の議決を経て改定されることになります。
石黒町長	ほかにご意見等もないようですので、本件については、これにて、協議調整が図られたものとさせていただきます。 次に、「日程(3) 平成３０年度教育関係事業（案）について」ですが、これは、まだ、町議会に付議する前の、執行機関として意思決定する前の素案の一部であり、地教行法に基づく町教育委員会への事前協議のための情報という位置づけとして、本日、ご相談させていただくものです。それでは、事務局の説明をお願いします。 （以下、説明の要旨）
事務局 （鈴木学校教育係長）	（平成 30 年度小中学校児童生徒数及び学級数の見込みについて説明した後、離島高校生修学支援事業をはじめ保護者負担軽減対策事業、教職員住宅維持管理事業、学校教育環境整備事業、小中学校英語講師派遣事業等の概要について説明した。）
（森社会教育課長）	（家庭教育推進事業、内田家維持管理事業、総合体育館をはじめ、各スポーツ関係施設や社会教育施設の整備事業の概要について説明した。）

発　言　者	発　　言　　内　　容
（宮本給食ｾﾝﾀｰ所長）	（学校給食施設整備事業及び学校給食運営事業の概要について説明した。）
石黒町長	事務局の説明が終わりました。 それでは、平成３０年度教育関係事業及び教育環境整備に係る予算に関連して、ご質問、ご要望等がありましたらお伺いします。
池戸教育委員	平成２９年度と比較して、来年度、教育費予算が若干削減されているが、どのような要因か。
事務局 （内田教育部長）	教育委員会としては、近く給食センター整備工事を計画しており、そのために多くの財源を必要なことから、緊急性のあるものを除き、できる限り改修工事に係る費用の予算化を抑えた結果によるところだと考えています。
石黒町長	ほかにご意見等もないようですので、本件については、協議調整が図られたものとさせていただき、次に、「(4)南知多町学校給食センター整備事業スケジュール(案)について」事務局の説明をお願いします。
事務局 （宮本給食ｾﾝﾀｰ所長）	（南知多町学校給食センター整備事業に係る今後のスケジュール（案）について説明。以下その要旨） 平成３０年度において、学校給食センター整備基本計画を策定のうえ、基本設計を発注する予定になっていますが、その中で、建設予定地の選定や事業化方式の決定をはじめ、施設・備品の選定等のため、建設検討委員会による検討・協議を進めたいと考えています。 仮に、事業手法についてリース方式を選定することとなった場合には、リース業者において、基本設計等設計施工を進めることになりますので、年度当初については、まずは、基本計画業務のみを発注することになります。 以下、従来方式・リース方式等各事業手法のメリット・デメリットを説明したうえで、各年度のスケジュール（案）を説明した。
石黒町長	事務局の説明が終わりました。 それでは、南知多町学校給食センター整備事業に係る今後のスケジュール（案）に関連して、ご質問、ご要望等がありましたらお伺いします。

発　言　者	発　　言　　内　　容
小久保教育委員	給食センター整備に係る最近の国補助の採択状況は、いかがでしょうか。
事務局 （内田教育部長）	学校給食センターに係る国の補助メニューとしては、学校施設環境改善交付金の中に「学校給食施設整備事業」があり、補助率としては１/３となっていますが、最近の国の「学校給食施設」関連予算の枠が非常に少ない状況になっているようでして、補助メニューはあるものの、採択されるかどうかはわからない状況が続いています。 こうしたことから、民間会社の資金調達により、設計・建設を行い、リース会社から公共へ施設をリースするというリース方式が注目されるようになってきました。リース方式のメリットとしては、資金調達や設計・施工を民間で対応してくれるため、短期間で供用開始にこぎつけられるとともに、公共側の労力軽減・事業費用の支出の平準化が可能となる半面、国の交付金の対象外となってしまうデメリットもあります。したがって、事業手法の検討にあたっては、国の交付金採択の可能性の見極めがカギとなりそうです。
石黒町長	それでは、他にご意見等もないようですので、以上で本日の予定はすべて終了いたしました。 これをもちまして、平成２９年度第１回南知多町総合教育会議を閉会させていただきます。ご協力、ありがとうございました。